社会福祉法人福島福祉施設協会役員等報酬規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人福島福祉施設協会（以下「当法人」という。）定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

一　会長及び常勤役員（以下「常勤役員等」という。）については、報酬を支給する。

二　本項第１号に該当しない役員等については、別表１に定める業務に応じた報酬を支給する。

三　役員等が当法人の用務のため旅行する場合には、その旅行について別表２に定める旅費を支給する。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第３条　常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

一　報酬については、別表３に定める額

二　通勤手当については、別表４定に定める額

（当法人職員給与との併給）

第４条　当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第５条　会長に対する報酬の支給時期は、報酬年額の２分の１の額を毎年９月と３月に支給する。

２　常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、報酬年額を１２で除した額と通勤手当の合計を毎月２１日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第６条第２項に準じた日とする。

３　第２条第１項第２号に該当する役員等に対する報酬は、法人業務を行った都度、支給する。

４　報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

５　第２条第１項第３号に規定する旅費は、当法人の用務のため旅行する都度、支給する。

（報酬等の日割り計算）

第６条　新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

４　本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第７条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

一　５０銭未満の端数については、これを切り捨てる。

二　５０銭以上１円未満の端数については、これを１円切り上げる。

（公表）

第８条　当法人は、この規定をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第１０条　この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

（社会福祉法人福島福祉施設協会役員費用弁償規則及び社会福祉法人福島福祉施設協会常勤役員の給与等に関する規則の廃止）

２　社会福祉法人福島福祉施設協会役員費用弁償規則（平成８年３月２６日制定）及び社会福祉法人福島福祉施設協会常勤役員の給与等に関する規則（平成４年４月制定）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表１（第２条第２号関係）

（１）評議員

業務内容	報酬の額（日額）
評議員会への出席	５，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円

（２）理事

業務内容	報酬の額（日額）	１年の報酬範囲（年額）
理事会への出席	５，０００円	６０，０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円	

（３）監事

業務内容	報酬の額（日額）	１年の報酬範囲（年額）
評議員会・理事会への出席	５，０００円	９０，０００円
監事監査、所轄庁等の監査へのための出勤	８，０００円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５，０００円	

別表2（第２条第３号関係）

交　通　費	日当（１日につき）	宿泊料（一夜につき）	食卓料（一夜につき）
実　　費	３，０００円	１４，８００円	３，０００円

備考：１　東京都内の特別区における交通費は、滞在１日につき１，７００円とする。
２　食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は、船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。
３　常勤役員等に対する日当については、職員旅費規程第１３条第２項及び第１６条に準ずる額を支給する。

別表3（第３条第１号関係）

役　　職	報酬の額（年額）
会　　長	４００，０００円
常勤役員等	５，５００，０００円

別表4（第３条第２号関係）

役　　職	通勤手当
会　　長	支給しない
常勤役員等	職員給与規程第１４条の規定に準ずる額